

エネルギー導入等補助金 申請受付を開始

太陽光発電システムの設置および低公害車購入に対する補助金の申請受付（平成23年度分）を開始します。

補助要綱などがこれまでと異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



補助金額が変わりました

太陽光発電システム設置補助金
6万円/kW（上限額24万円）

▼エコエネ推進室

☎23局7401 FAX23局0180

🌐<http://www.city.tahara.aichi.jp/>

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

東三河都市計画公園事業 （中央公園）の変更

変更の手続きを進めてきた東三河都市計画公園事業（中央公園）の事業計画が、平成23年2月8日付けで法手続きを終了し、関係図書の縦覧を行っています。

▼縦覧時間 市役所執務時間中

▼縦覧場所 街づくり推進課（北庁舎2階）

▼街づくり推進課

☎23局3524 FAX22局3811

税

TAX

固定資産税

課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎となる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送します。内容を確認のうえ、不明な点などがありましたらお問い合わせください。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税が減免される制度があります。この制度を受けるためには手続きが必要ですので、対象となる方は申請してください。

▼対象 ①障害のある方が運転する

場合②障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③障害のある方のみの世帯のため、常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合もあります）

▼申請期限 5月24日（火）

※詳しくはお問い合わせください。

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

国民健康保険税

仮徴収分の納税通知書の送付

■普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。第1・2期分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。

暫定の額は、前年度（平成22年度）の国民健康保険税のそれぞれ8分の1の額となります。4月2日以降に国民健康保険に加入された場合は、第3期（8月）に納税通知書を送付します。

■特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。各月分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、

暫定の税額となります。暫定の額は、2月期と同額になります。

■減免申請

国民健康保険税の減免（2割、1割）の対象世帯には、減免申請書を6月中旬に送付します。必要事項を記入のうえ提出してください。

■年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。各納期の税額は次のとおりです。

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

普通徴収								
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
算定額	前年度の国民健康保険税のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額					
特別徴収								
納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期		
算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額				

※納付については口座振替が便利です。ぜひご利用ください。